

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年11月17日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300086号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300016号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和56年6月15日から昭和57年10月1日まで  
② 昭和58年9月1日から昭和59年5月1日まで

請求期間①について、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うが、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は昭和57年10月1日とされている。また、請求期間②について、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うが、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は昭和59年5月1日とされている。どちらも厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が誤っていると思うので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

### 1 請求期間①について、請求者はA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨回答している。

しかしながら、A社は、請求期間①当時の人事記録、賃金台帳等については、令和4年3月の事務所移転の際に処分した旨回答しており、請求者の勤務期間、勤務形態、給与及び給与からの厚生年金保険料控除については不明である。

また、雇用保険の加入記録により、請求者のA社における雇用保険被保険者資格取得年月日は、昭和57年11月1日と記録されており、請求者が請求期間①において同社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、請求者が記憶する同僚等8名を含む、請求期間①又は請求者がA社において厚生年金保険の被保険者であった期間に同社で厚生年金保険の被保険者記録がある同僚20名に文書照会を行ったところ、回答(電話回答を含む)のあった10名のうち請求者を記憶していると回答した1名は、請求者の同社への入社時期について記憶がないと回答していることから、請

求者が請求期間①において、同社に勤務していたことを推認することができない。

- 2 請求期間②について、請求者はB社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨回答している。

しかしながら、B社に係る閉鎖事項全部証明書により、同社は、令和2年11月12日に解散し、令和3年2月10日に清算終了していることが確認でき、同社宛ての文書照会を受け取ったとして電話連絡してきた男性は、自分は税理士であり、事業主は入院中であるとした上で、同社に係る資料は廃棄した旨陳述していることから、請求者の同社における勤務期間、勤務形態、給与及び給与からの厚生年金保険料控除については不明である。

また、雇用保険の加入記録により、請求者のB社における雇用保険被保険者資格取得年月日は、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と同日の昭和59年5月1日と記録されており、請求者が請求期間②において同社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）及び厚生年金基金加入員台帳によると、請求者のB社における厚生年金基金加入員資格取得年月日は昭和59年5月1日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致していることが確認できる。

加えて、請求者が記憶する上司1名のほか、請求期間②又は請求者がB社において厚生年金保険の被保険者であった期間に同社で厚生年金保険の被保険者記録がある同僚6名に文書照会を行ったところ、回答のあった2名は、いずれも請求者を覚えておらず、請求者が請求期間②において、同社に勤務していたことを推認することができない。

- 3 請求者は、請求期間①及び②に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。